

原子力艦の原子力災害時等の初動対応マニュアル

～原子力艦の原子力災害時等における原子力規制委員会の対応～

平成28年9月21日
(平成30年7月20日一部改正)
原子力規制委員会

目次

前文	1
第1章 対象事象及び原子力規制委員会原子力艦災害対策本部の設置	2
1. 対象事象	2
(1) モニタリングポスト等の値が警報値に達した場合	2
(2) 原子力艦の原子力災害に関する通報があった場合	2
(3) 敷地境界付近のモニタリング値が通報基準に達した場合	2
2. 原子力規制委員会原子力艦災害対策本部の設置	2
第2章 委員会及び規制庁の体制	3
1. モニタリングポスト等の値が警報値に達した場合	3
2. 原子力艦の原子力災害に関する通報があった場合及び敷地境界付近のモニタリング値が通報基準に達した場合	5
第3章 モニタリングポスト等の値が警報値に達した場合	8
1. 中央での対応	8
(1) 通報連絡	8
(2) 現地派遣の準備	8
(3) 支援の要請	8
2. 現地での対応	9
(1) 関係機関への連絡等	9
(2) 原子力艦緊急時モニタリングセンター立ち上げの準備及びモニタリング強化の実施	9
(3) 緊急時モニタリング資機材・通信機器の搬送準備	9
3. 体制の解除	9
第4章 原子力艦の原子力災害に関する通報があった場合及び敷地境界付近のモニタリング値が通報基準に達した場合の緊急参集要員	10
1. 非常災害対策本部及び緊急災害対策本部等が設置されていない場合	10
2. 非常災害対策本部及び非常災害現地対策本部が設置された場合	11
3. 緊急災害対策本部及び緊急災害現地対策本部が設置された場合	12
第5章 原子力艦の原子力災害に関する通報があった場合及び敷地境界付近のモニタリング値が通報基準に達した場合の通報連絡、初動対応等	13
1. 通報連絡	13
(1) 原子力艦の原子力災害に関する通報があった場合	13
(2) 敷地境界付近のモニタリング値が通報基準に達した場合	13
2. 初動対応	16
(1) 緊急参集要員の参集	16
(2) 官邸危機管理センターへの緊急参集	16
(3) 原子力規制委員会原子力艦災害対策本部の立ち上げ	16
(4) 現地派遣の準備及び実施	16
(5) 緊急時モニタリング及びモニタリング結果等の共有の実施	17
(6) 医療チームの派遣等の準備及び実施	17

(7) 情報提供	17
(8) 関係省庁原子力艦事故対策連絡会議への出席	17
(9) 非常災害対策本部会議への出席	17
(10) 緊急災害対策本部会議への出席	17
3. 現地での対応	18
(1) 現地原子力艦事故対策連絡会議への出席	18
(2) 非常災害現地対策本部への出席	18
(3) 緊急災害現地対策本部会議への出席	18
(4) 原子力艦緊急時モニタリングセンターの立ち上げ等	18
(5) 緊急時モニタリング資機材・通信機器の搬送	18
4. 問い合わせ等への対応	18
5. 体制の縮小・解除	18
6. 各班等の主要な業務内容	19
(1) 原子力規制委員会原子力艦災害対策本部	19
(2) 官邸危機管理センターリエゾン	19
(3) 現地	19
第6章 その他共通事項	20
1. 勤務時間中の体制	20
2. 補足事項	20

前 文

本マニュアルは、モニタリングポスト等の値が警報値に達した場合、原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合及び敷地境界付近のモニタリング値が通報基準に達した場合における原子力規制委員会（以下「委員会」という。）の対応について記載したものである。本マニュアルに記載されていない対応が必要な場合には、マニュアルの趣旨に沿った最も合理的な行動をとること。

なお、原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合及び敷地境界付近のモニタリング値が通報基準に達した場合は、「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」（平成16年8月25日中央防災会議主事会議申合せ（平成28年7月15日一部改訂））に基づき関係省庁原子力艦事故対策連絡会議の開催又は非常災害対策本部等の設置が行われることとなっており、その組織及び業務は、「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」によるものとする。

第1章 対象事象及び原子力規制委員会原子力艦災害対策本部の設置

1. 対象事象

対象とするのは原子力艦が寄港する横須賀港（神奈川県）、佐世保港（長崎県）、金武中城港（沖縄県）において、原子力艦寄港時に原子力艦の原子力災害等が発生した場合とする。

（1）モニタリングポスト等の値が警報値に達した場合

原子力艦が寄港する横須賀港（神奈川県）、佐世保港（長崎県）、金武中城港（沖縄県）に設置しているモニタリングポスト又はモニタリングボート（横須賀港の場合はモニタリングカーを含む。）（以下「モニタリングポスト等」という。）の空間放射線量率又は海水中の放射線計数率が警報値（空間放射線量率の警報値は100nGy/h、海水中の放射線計数率の警報値は50cps）（以下「警報値」という。）に達し、原子力艦に起因する可能性が高いと判断された場合。

（2）原子力艦の原子力災害に関する通報があった場合

関係省庁（内閣府（防災担当）、外務省、防衛省）から、米国政府より原子力艦の原子力災害に関する通報を受けたとの連絡が原子力規制庁（以下「規制庁」という。）に入った場合。

（3）敷地境界付近のモニタリング値が通報基準に達した場合

横須賀港（神奈川県）、佐世保港（長崎県）、金武中城港（沖縄県）の敷地境界付近のモニタリング値（以下「モニタリング値」という。）が「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」に定める通報基準（放射線量率として5 μ Sv/h*以上）（以下「通報基準」という。）に達した場合。

※モニタリングの測定値はGy/hを単位として得られるため、1 μ Gy/hを1 μ Sv/hに換算。

2. 原子力規制委員会原子力艦災害対策本部の設置

対象事象（2）又は（3）に至った場合、原子力規制委員会原子力艦災害対策本部を、原子力規制庁緊急時対応センター（以下「ERC」という。）に設置する。

第2章 委員会及び規制庁の体制

第1章1.の対象事象に至った場合における委員会委員及び規制庁の幹部・管理職・その他職員の体制は以下のとおりとする。

なお、委員会委員の職務については原子力規制委員長の職務を代理する委員の指名について（原子力規制委員会決定）で、規制庁幹部職員の職務については原子力規制委員会業務継続計画（首都直下地震対策）別表2で定めるところ等により業務を代行する。また、規制庁の管理職及びその他職員については、各課室において、あらかじめ職務の代行順位を定めるとともに、発災時には、職員の参集状況を勘案し、職務について権限のある者が当該職務について職務代行者を指定するものとする。

1. モニタリングポスト等の値が警報値に達した場合

表-1 モニタリングポスト等の値が警報値に達した場合

対応者	役割	具体的業務
監視情報課長	全体総括	全体指揮 モニタリング対応
放射線環境対策室長	関係機関等への要請	技術参与（原子力艦放射能調査担当 ^{※1} ）のうち、原子力艦が寄港する際に放射能調査を行う調査班（以下「調査班」という。）の班長として活動しているもの（以下「調査班長」という。）に対するモニタリングの強化及び緊急時モニタリングの準備の指示。 海上保安庁、水産庁、関係地方公共団体に対する緊急時モニタリングの準備の要請。 関係機関に対する専門家の派遣及び緊急時モニタリング活動の支援の準備の要請。
放射線環境対策官	関係省庁等との連絡調整	内閣府（防災担当）、外務省、関係地方公共団体との連絡調整。 技術参与の現地派遣調整。
解析評価専門官（海域測定） 放射線環境対策室係長（海域測定）	現地との連絡調整	原子力艦放射能調査専門官（所長）（以下、単に「所長」という。）、調査班との連絡調整、モニタリング情報の収集。
放射線環境対策室係長（総括） 放射線環境対策室係員（総括）	資料の作成	資料の作成。 クロノロジーの作成。
緊急事案対策室（夜間・休日の場合は、宿日直班長等。以下同じ。）		緊急参集要員への防災一斉メール（参集待機等）

技術参与（原子力艦放射能調査調整担当※ ² ）	現地派遣の調整	調査班長及び調査班長以外の技術参与（原子力艦放射能調査担当※ ¹ ）の現地派遣調整。
所長	現地指揮	最寄りの海上保安部署等への連絡。 緊急時モニタリング体制の立ち上げ準備。 モニタリングの強化に係る本庁、関係地方公共団体との連絡調整。
調査班長	調査班の統括	所長不在時の所長業務。 調査班の統括。

※1：現地において放射能調査を行う技術参与

※2：本庁において現地派遣調整を実施している技術参与

2. 原子力艦の原子力災害に関する通報があった場合及び敷地境界付近のモニタリング値が通報基準に達した場合

表-2 原子力規制委員会原子力艦災害対策本部等

役割	対応者
本部長	委員長
事務局長	規制庁長官
総括班長	E R C 総括班長 ^{※1}
放射線班長	E R C 放射線班長 ^{※1}
医療班長	E R C 医療班長 ^{※1}
広報班長	E R C 広報班長 ^{※1}
運営支援班長	E R C 運営支援班長 ^{※1}
初期連絡等対応役	放射線環境対策室係長（総括） 緊急事案対策室
総括班	E R C 総括班構成職員 ^{※1}
放射線班	E R C 放射線班構成職員 ^{※1} 及び放射線環境対策官
医療班	E R C 医療班構成職員 ^{※1}
広報班	E R C 広報班構成職員 ^{※1}
運営支援班	E R C 運営支援班構成職員 ^{※1}
官邸参集役	次長又は関係指定職 ^{※2}
官邸参集役代理	緊急事案対策統括調整官 ^{※3}
官邸リエゾン役	原子力防災専門官
原子力艦緊急時モニタリングセンター 統括	所長
放射能調査班	技術参与（原子力艦放射能調査担当）

※1：E R C 各班長及び各班構成職員は、「原子力災害対策マニュアル」に定める原子力災害対策本部事務局 E R C チーム各班構成職員のうち規制庁職員をいう。

※2：原子力規制部長、核物質・放射線総括審議官又は原子力規制技監

※3：緊急事態対策統括調整官（オンサイト報道担当）、緊急事態対策統括調整官（オフサイト報道担当）又は緊急事態対策統括調整官（放射線防護担当）

※4：本部の体制が整うまでの間、本部長の代理は「原子力災害対策初動対応マニュアル～情報収集及び警戒事態における対応～」で定める全体指揮の当番者が、事務局長の代理はオンサイト総括の当番者がそれぞれ担い、宿日直者と共に初動対応を行う。

表－3 「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」に定める関係省庁原子力艦事故対策連絡会議及び現地原子力艦事故対策連絡会議が開催された場合

役割	対応者
関係省庁原子力艦事故対策連絡会議構成員	緊急事案対策室長
現地関係省庁原子力艦事故対策連絡会議構成員	放射線環境対策室長

表－4 「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」に定める非常災害対策本部及び非常災害現地対策本部（内閣府）が設置された場合

役割	対応者
非常災害対策本部副本部長	放射線計測、放射線防護等の知見を有する委員会委員
非常災害対策本部随行者	緊急事態対策監
非常災害対策本部本部員	次長
非常災害現地対策本部本部員	放射線環境対策室長

表－5 「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」に定める非常災害対策本部事務局及び非常災害現地対策本部事務局が設置された場合

役割	対応者
非常災害対策本部事務局員	監視情報課企画官
非常災害現地対策本部事務局員	監視情報課課長補佐（総括）

表－6 「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」に定める緊急災害対策本部及び緊急災害現地対策本部が設置された場合

役割	対応者
緊急災害対策本部本部員	委員長※
緊急災害対策本部随行者	放射線計測、放射線防護等の知見を有する委員会委員
緊急災害対策本部随行者	緊急事態対策監
緊急災害現地対策本部本部員	放射線環境対策室長

※：災害対策基本法に基づく内閣総理大臣の任命を受けた場合

表－7 「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」に定める緊急災害対策本部事務局
及び緊急災害現地対策本部事務局が設置された場合

役割	対応者
緊急災害対策本部事務局員	監視情報課企画官
緊急災害現地対策本部事務局員	監視情報課課長補佐（総括）

第3章 モニタリングポスト等の値が警報値に達した場合

1. 中央での対応

(1) 通報連絡

- ① 調査班長から、監視情報課放射線環境対策室（以下「放環室」という。）に対して、モニタリングポスト等の値が警報値に達した旨を連絡する。（解析評価専門官（海域測定）又は係長（海域測定）が連絡を受けた場合は、放射線環境対策官に連絡する。）
- ② 放射線環境対策官は放射線環境対策室長（以下「放環室長」という。）に対して、モニタリングポスト等の値が警報値に達した旨を連絡する。
- ③ 放環室は緊急事案対策室に対して、モニタリングポスト等の値が警報値に達した旨を連絡する。
- ④ 放環室長は調査班長に対して、モニタリングの強化及び緊急時モニタリングの準備を指示する。
- ⑤ 放環室長は監視情報課長に対して、モニタリングポスト等の値が警報値に達した旨を連絡する。
- ⑥ 放射線環境対策官は、原子力艦の状況把握を行うため外務省に連絡を行うとともに、内閣府（防災担当）に対して、モニタリングポスト等の値が警報値に達した旨を連絡する。
- ⑦ 監視情報課長は委員長及び長官に対して、モニタリングポスト等の値が警報値に達した旨を、原則、電話により連絡する。（参集指示は発出せず。）
- ⑧ 緊急事案対策室は、緊急参集要員（第4章に記載されている委員会委員及び規制庁の幹部・管理職・その他の規制庁職員を指すものとする。以下同じ。）に対して、モニタリングポスト等の値が警報値に達した旨の連絡と待機指示を、防災一斉メールで通知する。
- ⑨ 放環室はクロノロジーの作成を開始する。

(2) 現地派遣の準備

- ① 放環室長は、必要に応じ、規制庁の職員を現地に派遣する。
- ② 技術参与（原子力艦放射能調査調整担当）は、派遣可能な技術参与を選出し放射線環境対策官に対し連絡する。
- ③ 放射線環境対策官は、必要に応じ、技術参与（原子力艦放射能調査担当）に対して現地に参集することを指示する。

(3) 支援の要請

- ① 放環室長は、事態の推移に応じて、海上保安庁、水産庁及び関係地方公共団体に緊急時モニタリングの準備を要請する。
- ② 放環室長は、必要に応じ、公益財団法人日本分析センター、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力緊急時支援・研修センター及び国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所に対し、現地への緊急時モニタリング要員及び機材の動員など緊急時モニタリング活動の支援の準備及び専門家の派遣を要請する。
- ③ 解析評価専門官（海域測定）は、モニタリング情報に関するウェブサイトを通じて、モニタリングポスト等の値が警報値に達した寄港地及びその周辺のモニタリングポストの監視を強化する。

- ④ 放環室は、ERCにモニタリングポスト等の値が警報値に達した寄港地の地域の地図を貼り出す等の準備活動を行う。

2. 現地での対応

(1) 関係機関への連絡等

- ① モニタリングポスト等の値が警報値に達した場合には、調査班長は、放環室に対してその旨を連絡する。
- ② 所長（所長が不在の場合は調査班長）（以下「所長等」という。）は、必要に応じて、本庁に対して応援派遣を要請する。
- ③ 所長等は最寄りの海上保安部署、関係地方公共団体（神奈川県、横須賀市、長崎県、佐世保市、沖縄県）及び近隣等の原子力規制事務所に対して、モニタリングポスト等の値が警報値に達した旨を連絡する。

(2) 原子力艦緊急時モニタリングセンター立ち上げの準備及びモニタリング強化の実施

- ① 所長等は資機材等を使用可能な状態にする等、原子力艦緊急時モニタリングセンターの立ち上げの準備を行う。
- ② 調査班はモニタリング強化を実施する。
- ③ モニタリング強化の結果、警報値以下に至った場合にはその旨を放環室に対して、連絡する。
- ④ モニタリング強化の結果、敷地境界付近のモニタリング値が通報基準に達した場合にはその旨を所長等から放環室に対して連絡する。

(3) 緊急時モニタリング資機材・通信機器の搬送準備

- ① 緊急時モニタリング資機材の搬送準備
モニタリングポスト等の値が警報値に達した寄港地の近隣等の原子力規制事務所は、必要に応じて、各オフサイトセンター等に保管されているモニタリング資機材を、指定された場所へ搬送することができるよう準備する。
- ② 通信機器の搬送準備
モニタリングポスト等の値が警報値に達した寄港地の近隣等の原子力規制事務所は、必要に応じて、倉庫に保管している代替オフサイトセンター用通信機器及びモバイル通信機器を、指定された場所へ搬送することができるよう準備する。なお、更に状況によっては各オフサイトセンター等に保管されている可搬型衛星携帯通信機器を、指定された場所へ搬送することができるよう準備する。

3. 体制の解除

- ① 監視情報課長は、所長等から警報値以下に至った旨の連絡を受けた場合には、モニタリングポスト等の値が警報値に達した場合の体制を解除し、通常体制に戻す。
- ② 放環室は、緊急事案対策室に、通常体制に戻す旨を連絡する。
- ③ 緊急事案対策室は、緊急参集要員に防災一斉メールでモニタリングポスト等の値が警報値未満に至り、通常体制に戻す旨を連絡する。
- ④ 放環室は、所長等に、通常体制に戻す旨を連絡する。
- ⑤ 放環室は、内閣府（防災担当）、外務省に対してモニタリングポスト等の値が警報値未満に至り、通常体制に戻す旨を連絡する。

第4章 原子力艦の原子力災害に関する通報があった場合及び敷地境界付近のモニタリング値が通報基準に達した場合の緊急参集要員

1. 非常災害対策本部及び緊急災害対策本部等が設置されていない場合

- a. 原子力規制委員会原子力艦災害対策本部（E R C）
 - ・委員長
 - ・委員長代理（原子力規制委員会設置法第6条第3項の規定に基づき、委員長代理に指名された委員）
 - ・放射線計測、放射線防護等の知見を有する委員会委員
 - ・規制庁長官
 - ・緊急事態対策監
 - ・核物質・放射線総括審議官（官邸参集当番の場合は、官邸参集を優先する。なお、官邸危機管理センターにおいて次長と交代後、E R Cに参集）
 - ・E R C総括班長
 - ・E R C広報班長
 - ・E R C運営支援班長
 - ・E R C医療班長
 - ・E R C放射線班長
 - ・放射線環境対策官
 - ・E R C総括班構成職員【総括班】
 - ・E R C運営支援班構成職員【運営支援班】
 - ・E R C広報班構成職員【広報班】
 - ・E R C放射線班構成職員【放射線班】
 - ・E R C医療班構成職員【医療班】
- b. 官邸危機管理センター
 - ・官邸参集役及び官邸参集役代理（以下「官邸参集役等」という。）
 - ・放環室係長（総括）※
 - ・官邸リエゾン役当番者※
- c. 関係省庁原子力艦事故対策連絡会議（中央合同庁舎8号館3階）
 - ・緊急事案対策室長
 - ・監視情報課係長（総括）
- d. 現地原子力艦事故対策連絡会議（横須賀市役所、佐世保市役所又はうるま市役所）
 - ・放射線環境対策室長
 - ・放射線環境対策室係長（海域測定）

※：平日日中の場合は、放環室係長（総括）が官邸参集役に随行する。
夜間・休日の場合は、官邸リエゾン役担当者の1名は官邸参集役に随行する。

2. 非常災害対策本部及び非常災害現地対策本部が設置された場合

- a. 原子力規制委員会原子力艦災害対策本部（E R C）
 - ・委員長
 - ・委員長代理（原子力規制委員会設置法第6条第3項の規定に基づき、委員長代理に指名された委員）
 - ・規制庁長官
 - ・核物質・放射線総括審議官
 - ・E R C総括班長
 - ・緊急事案対策室長
 - ・E R C広報班長
 - ・E R C運営支援班長
 - ・E R C医療班長
 - ・E R C放射線班長
 - ・放射線環境対策官
 - ・E R C総括班構成職員【総括班】
 - ・E R C運営支援班構成職員【運営支援班】
 - ・E R C広報班構成職員【広報班】
 - ・E R C放射線班構成職員【放射線班】
 - ・E R C医療班構成職員【医療班】

- b. 非常災害対策本部（中央合同庁舎8号館3階）
 - ・放射線計測、放射線防護等の知見を有する委員会委員
 - ・次長
 - ・緊急事態対策監
 - ・放環室係長（総括）

- c. 官邸危機管理センター
 - ・官邸リエゾン役当番者

- d. 非常災害対策本部事務局（中央合同庁舎8号館）
 - ・監視情報課企画官

- e. 非常災害現地対策本部及び事務局
 - ・放射線環境対策室長
 - ・放射線環境対策室係長（海域測定）
 - ・監視情報課課長補佐（総括）

3. 緊急災害対策本部及び緊急災害現地対策本部が設置された場合

- a. 原子力規制委員会原子力艦災害対策本部（E R C）
 - ・委員長代理（原子力規制委員会設置法第6条第3項の規定に基づき、委員長代理に指名された委員）
 - ・規制庁長官
 - ・核物質・放射線総括審議官
 - ・E R C 総括班長
 - ・緊急事案対策室長
 - ・E R C 広報班長
 - ・E R C 運営支援班長
 - ・E R C 医療班長
 - ・E R C 放射線班長
 - ・放射線環境対策官
 - ・E R C 総括班構成職員【総括班】
 - ・E R C 運営支援班構成職員【運営支援班】
 - ・E R C 広報班構成職員【広報班】
 - ・E R C 放射線班構成職員【放射線班】
 - ・E R C 医療班構成職員【医療班】

- b. 緊急災害対策本部（官邸）
 - ・委員長※
 - ・放射線計測、放射線防護等の知見を有する委員会委員※
 - ・緊急事態対策監※

- c. 官邸危機管理センター
 - ・官邸リエゾン役当番者

- d. 緊急災害対策本部事務局（官邸及び中央合同庁舎8号館）
 - ・監視情報課企画官

- e. 緊急災害現地対策本部及び事務局
 - ・放射線環境対策室長
 - ・放射線環境対策室係長（海域測定）
 - ・監視情報課課長補佐（総括）

※：委員長が災害対策基本法に基づく内閣総理大臣の任命を受けていない場合は、E R C に参集する。

第5章 原子力艦の原子力災害に関する通報があった場合及び敷地境界付近のモニタリング値が通報基準に達した場合の通報連絡、初動対応等

1. 通報連絡

(1) 原子力艦の原子力災害に関する通報があった場合

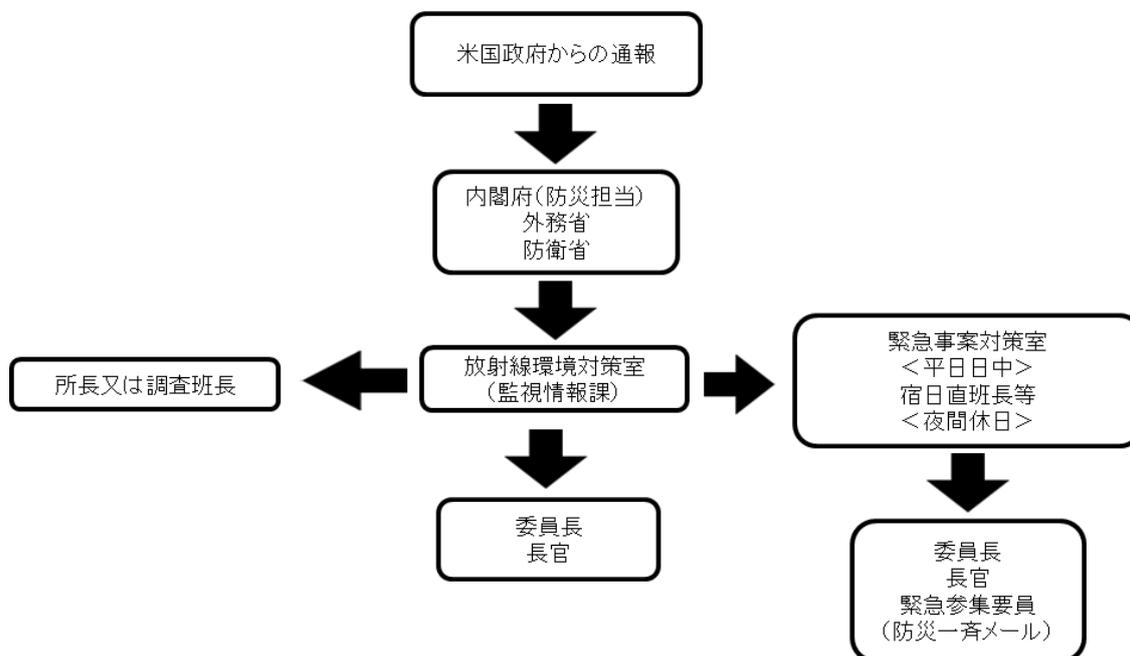
- ① 関係省庁（内閣府（防災担当）、外務省及び防衛省をいう。以下同じ。）から、規制庁（放環室）に対して、米国政府より原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた旨の連絡が入る。
- ② 放環室員は放環室長に対して、関係省庁から原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた旨を連絡する。
- ③ 放環室は緊急事案対策室に対して、関係省庁から原子力艦の原子力災害に関する通報が入った旨を連絡する。
- ④ 放環室長は所長等に対して、関係省庁から原子力艦の原子力災害に関する通報が入った旨を伝え、緊急時モニタリングの実施を指示する。
- ⑤ 放環室長は監視情報課長に対して、関係省庁から原子力艦の原子力災害に関する通報が入った旨を連絡する。
- ⑥ 監視情報課長は委員長及び長官に対して、関係省庁から原子力艦の原子力災害に関する通報が入り、原子力規制委員会原子力艦災害対策本部を設置した旨を、原則、電話により連絡する。
- ⑦ 緊急事案対策室は、緊急参集要員に対して、関係省庁から原子力規制委員会に原子力艦の原子力災害に関する通報が入り、原子力艦災害対策本部を設置した旨の連絡及び緊急参集指示を、防災一斉メールで行う。
- ⑧ 緊急事案対策室は、官邸（内閣官房）、内閣府（防災担当）及び外務省に対して、原子力規制委員会原子力艦災害対策本部を設置した旨を、防災一斉メール及びFAXで連絡する。
- ⑨ 放環室はクロノロジーの作成を開始する。

(2) 敷地境界付近のモニタリング値が通報基準に達した場合

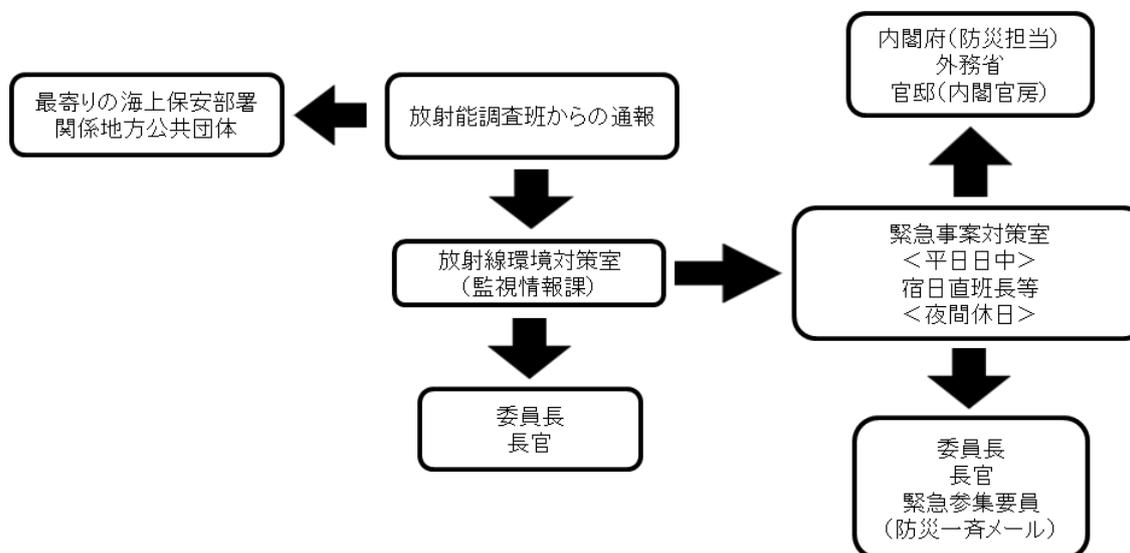
- ① 所長等から放環室に対して、敷地境界付近のモニタリング値が通報基準に達したとの通報が入る。
- ② 放環室員は放環室長に対して、敷地境界付近のモニタリング値が通報基準に達したとの通報が入った旨を連絡する。
- ③ 放環室は緊急事案対策室に対して、敷地境界付近のモニタリング値が通報基準に達したとの通報が入った旨を連絡する。
- ④ 放環室長は所長等に対して、緊急時モニタリングの実施を指示する。
- ⑤ 緊急事案対策室は官邸（内閣官房）、内閣府（防災担当）及び外務省に対して、敷地境界付近のモニタリング値が通報基準に達した旨を、防災一斉メール及びFAXで連絡する。
- ⑥ 放環室長は監視情報課長に対して、敷地境界付近のモニタリング値が通報基準に達した旨を連絡する。
- ⑦ 監視情報課長は委員長及び長官に対して、敷地境界付近のモニタリング値が通報基準に達し、原子力規制委員会原子力艦災害対策本部を設置した旨を、原則、電話により連絡する。

- ⑧ 緊急事案対策室は、緊急参集要員に対して、敷地境界付近のモニタリング値が通報基準に達し、原子力規制委員会原子力艦災害対策本部を設置した旨の連絡及び緊急参集指示を、防災一斉メールで行う。
- ⑨ 緊急事案対策室は、官邸（内閣官房）、内閣府（防災担当）及び外務省に対して、原子力規制委員会原子力艦災害対策本部を設置した旨を、防災一斉メール及びFAXで連絡する。
- ⑩ 放環室はクロノロジーの作成を開始する。

原子力艦の原子力災害に関する通報があった場合等の情報の流れの概要を以下に示す。



図－1 原子力艦の原子力災害に関する通報があった場合の情報の流れ



図－2 敷地境界付近のモニタリング値が通報基準に達した場合の情報の流れ

2. 初動対応

(1) 緊急参集要員の参集

参集対象者は、防災一斉メールを受信した場合は、第4章に示す所定の場所に参集する。

参集対象者は、携帯電話で連絡を取り合えるように原則タクシーで移動する。ただし、原子力艦の原子力災害が発生したときに、東京23区内にいない場合には、最も短時間で参集できると判断される合理的手段により移動するものとする。また参集対象者は予め自宅からの徒歩での参集ルートを確認しておくものとする。

(2) 官邸危機管理センターへの緊急参集

- ① 緊急参集チーム協議が開催される場合、官邸リエゾン役当番者等は、官邸危機管理センターに参集し、官邸危機管理センターの情報収集態勢を支援する。
- ② 緊急参集チーム協議が開催される場合、官邸参集役等は官邸危機管理センターに参集する。
- ③ 緊急参集チーム協議が開催される場合、官邸参集役等は、危機管理センター内の自席の電話番号を原子力規制委員会原子力艦災害対策本部の総括班に電話にて連絡する。なお、官邸参集役の随行担当である放環室係長（総括）又は官邸リエゾン役当番者は、官邸参集役等よりも早く危機管理センターに到着した場合、官邸危機管理センター内の官邸参集役等席の電話番号を原子力規制委員会原子力艦災害対策本部の総括班に連絡する。
- ④ 原子力規制委員会原子力艦災害対策本部の総括班は、官邸危機管理センターのリエゾン席へ原子力規制委員会原子力艦災害対策本部の状況等の情報を連絡する。
また、放環室係長（総括）又は官邸リエゾン役当番者の1名は、リエゾン席から得た情報を緊急参集チーム協議に出席している官邸参集役等に連絡する。

(3) 原子力規制委員会原子力艦災害対策本部の立ち上げ

- ① 本部長は、第1章2.の規定により設置された原子力規制委員会原子力艦災害対策本部において、職員を統率する。
- ② 事務局長は、本部長の指揮の下、原子力規制委員会原子力艦災害対策本部の事務を総括する。
- ③ 所長等は、関係地方公共団体に対して、原子力規制委員会原子力艦災害対策本部の設置について通知する。

(4) 現地派遣の準備及び実施

- ① 非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部事務局派遣要員はERCに参集して、派遣に備え待機する。
- ② 総括班は、現地への移動経路の確認を行う。
- ③ 総括班は、内閣府（防災担当）に対して、移動の方法を伝え、必要に応じて、輸送支援（要員及び資機材）の必要性の有無を伝える。
- ④ 総括班は、準備が整い次第、非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部事務局派遣要員を派遣する。

(5) 緊急時モニタリング及びモニタリング結果等の共有の実施

「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」に基づき、緊急時モニタリング及びモニタリング結果等の共有を実施する。

(6) 被ばく医療に係る医療チームの派遣等の準備及び実施

医療班は被ばく医療に係る医療チーム又は要員の派遣に向けた準備を行う。

原子力艦の原子力災害により被ばく者、汚染者が発生した場合又はモニタリング値が「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」に定める判断基準に達した場合、被ばく医療に係る医療チームの派遣等を実施する。

(7) 情報提供

- ① 総括班は、総括班長の指揮の下、原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた旨又は敷地境界付近のモニタリング値が通報基準に達した旨の連絡を受けてから60分程度を目途に※、その時点までに得られた情報等に基づき、モニタリング値の概要、モニタリング体制、現地派遣の準備状況等について、内閣府（防災担当）、官邸危機管理センター及び原子力艦緊急時モニタリングセンターに連絡する。

非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置された場合は、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部に連絡する。

※ 現場の混乱等により早期の情報収集が困難となるときには、やむを得ず情報提供が60分経過後になる可能性もあるが、その際にも、できる限り迅速に情報提供するよう努めるものとする。

- ② 総括班長は、放射線班及び医療班からの情報を集約の上、取りまとめ、内閣府（防災担当）、官邸危機管理センター及び原子力艦緊急時モニタリングセンターに連絡する。（原則60分間隔の取りまとめを目標とする。）

非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置された場合は、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部に連絡する。

- ③ 広報班は、内閣府（防災担当）、官邸対策室（広報班）と調整し、必要に応じて、プレス対応に当たる。

(8) 関係省庁原子力艦事故対策連絡会議への出席

- ① 緊急事案対策室長は、内閣府（防災担当）が開催する関係省庁原子力艦事故対策連絡会議へ構成員として出席する。

- ② 監視情報課係長（総括）は、緊急事案対策室長に随行する。

(9) 非常災害対策本部会議への出席

- ① 非常災害対策本部が設置された場合、放射線計測、放射線防護等の知見を有する委員会委員は非常災害対策本部会議へ副本部長として、次長は本部員として出席する。

- ② 放環室係長（総括）は、次長に随行する。

(10) 緊急災害対策本部会議への出席

緊急災害対策本部が設置され、災害対策基本法に基づく内閣総理大臣の任命を受けた場合、委員長は緊急災害対策本部会議へ本部員として出席する。

3. 現地での対応

(1) 現地原子力艦事故対策連絡会議への出席

放環室長は内閣府（防災担当）が開催する現地原子力艦事故対策連絡会議へ構成員として出席する。

放環室係長（海域測定）は、放環室長に随行する。

(2) 非常災害現地対策本部への出席

非常災害現地対策本部が設置された場合、放環室長は非常災害現地対策本部へ本部員として出席する。

(3) 緊急災害現地対策本部会議への出席

放環室長は緊急災害対策現地対策本部が設置された場合、緊急災害現地対策本部会議へ本部員として出席する。

(4) 原子力艦緊急時モニタリングセンターの立ち上げ等

① 所長等は、放環室長の緊急時モニタリング実施の指示を受けて、原子力艦緊急時モニタリングセンターを立ち上げる。

② 調査班長及び参集した調査班長以外の技術参与は関係機関と協力して緊急時モニタリングを実施する。

③ 所長等は、緊急時モニタリングの結果を整理し放射線班へ報告する。

(5) 緊急時モニタリング資機材・通信機器の搬送

① 緊急時モニタリング資機材の搬送

原子力艦の原子力災害が発生した寄港地の近隣等の原子力規制事務所は、必要に応じて、各オフサイトセンター等に保管されているモニタリング資機材を、指定された場所へ搬送する。

② 通信機器の搬送

原子力艦の原子力災害が発生した寄港地の近隣等の原子力規制事務所は、必要に応じて、倉庫に保管している代替オフサイトセンター用通信機器及びモバイル通信機器を、指定された場所へ搬送する。更に状況によっては各オフサイトセンター等に保管されている衛星携帯通信機器を、指定された場所へ搬送する。

4. 問い合わせ等への対応

広報班は、内閣府（防災担当）、官邸対策室（広報班）と調整し、必要に応じて、問い合わせ対応を行う。

5. 体制の縮小・解除

① 委員長又は委員長代理は、内閣府（防災担当）から得られた情報をもとに、必要に応じて緊急参集指示の縮小・解除について判断する。

② 緊急参集指示の縮小・解除について、総括班は緊急参集要員に連絡を行う。また、総括班は原子力艦緊急時モニタリングセンターに連絡する。

6. 各班等の主要な業務内容

(1) 原子力規制委員会原子力艦災害対策本部

【本部長】 ○全体指揮
【事務局長】 ○本部長補佐 ○事務の総括
【総括班】 ○内閣府（防災担当）等への情報提供 ○幹部の状況確認、連絡 ○現地派遣職員の取りまとめ ○現地派遣に係る内閣府（防災担当）への連絡
【運営支援班】 ○ERCの環境整備（仮眠室の確保、食料・日用品の調達、衛生管理、通信回線の確保、人繰り等）
【広報班】 ○（必要に応じて）問い合わせ対応 ○（必要に応じて）記者会見準備 ○広報活動に係る内閣府（防災担当）、官邸対策室（広報班）との調整 ○（必要に応じて）委員会のホームページへの掲載
【放射線班】 ○緊急時モニタリング実施計画の策定 ○緊急時モニタリングの実施結果の取りまとめ ○関係機関との連絡・調整
【医療班】 ○被ばく医療に係る医療チーム又は要員の派遣要請の準備及び実施

(2) 官邸危機管理センターリエゾン

危機管理センターにおいて、内閣官房（事態対処・危機管理担当）に情報提供を実施する。

(3) 現地

【原子力艦緊急時モニタリングセンター統括】

- 緊急時モニタリングの実施体制の取りまとめ
- 緊急時モニタリング実施の全体指揮

【放射能調査班】

- 緊急時モニタリングの実施

第6章 その他共通事項

1. 勤務時間中の体制

本マニュアルは勤務時間内外問わず適用する。初動対応は放環室及び緊急事案対策室が中心となって行うものとする。また、必要に応じて代理の職員が関係省庁等への連絡等の任務を補佐するものとする。

2. 補足事項

① 緊急時の対応に万全を期するためには、必要な場合に速やかに緊急時態勢を敷けるよう、原子力艦が寄港する際には関係者の所在の明確化に努めなければならない。

なお、原子力艦の原子力災害に関する通報があった場合及び敷地境界付近のモニタリング値が通報基準に達した旨の連絡があった場合において、本部長、官邸参集役等及び官邸リエゾン役は、第5章1.の通報連絡を受けてから30分以内を目安にあらかじめ定められた場所に参集できるよう、防災担当職員用宿舎又はこれに代わる場所に居住しなければならない。

また、緊急参集要員は、出張、傷害、疾病等の理由で参集等が困難となった場合に業務を代行できる者をあらかじめ指名する等の対応をとらなければならない。

② 夜間・休日も含めて、登庁を要する事象等が発生した場合、初動対応に必要なとする最小限の要員を確実に確保し、これらの要員が速やかに登庁できるようにあらかじめ体制を組むこととする。

附則（平成28年9月21日制定）

この規程は、平成28年9月21日から施行する。

附則（平成30年7月20日改正）

この規程は、平成30年7月20日から施行する。